

[事案 22-81] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 23 年 5 月 31 日 裁定終了

<事案の概要>

銀行を窓口として契約した変額個人年金につき、銀行員の説明不十分を理由に、無効であるとして一時払保険料の返還と利息の支払いを求めて、申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 19 年 2 月、定期預金の満期金の相談で銀行の支店を訪問した際、募集人（銀行員）の提案を受け 3 年契約の預金と思い申し込みをしたが、その後 1 年半以上経った 21 年 10 月、保険会社より「年金お受取手続きのご案内」が送付されてきて初めて、加入した商品が、分割で支払われる（変額）年金保険だと判った。

下記の通り、加入時に募集人の説明不足があったので、契約を取り消し、既払込保険料に利息を付けて返還してほしい。

- ① 申込書を記入する時に、「保険」である事を説明されないまま契約に至った。
- ② 保険会社が取扱う「預金」と誤認した。

<保険会社の主張>

募集代理店である銀行より、当時の募集状況を確認した結果、下記のとおり申立人に対して適切な募集が行われていたと判断されることから、申立人の請求に応じることができない。

- ①募集人は、申立契約の募集において、口頭による説明はもとより、申立人に必須交付書面（募集資料）をもれなく提示・交付して内容説明等を行っている。
- ②申込書等の契約関係書面には、「その提出先が保険会社であること」が随処に明記され、また、申立契約が「生命保険商品であること」「変額個人年金保険であること」「投資性商品であること」が明記されている。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人が一時払保険料の返還を求める法的な根拠は、錯誤による無効（民法 95 条本文）を主張するものと解し、申立人および相手方会社から提出された書面並びに申立人、募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した。

審理の結果、下記のとおり、申立人に錯誤の存在を認めることは困難だが、仮に錯誤が認められ、それが「要素の錯誤」^(註)に当たるとしても、募集人が説明に使用した各書面の内容からすると、申立契約が預金ではないことは容易に知り得たと言えることから、申立人には、錯誤に陥ったことについて重大な過失があったと言えるので、申立人から無効を主張することはできない（民法 95 条ただし書）。

よって、本件申立内容は認めることはできないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条により、裁定書にその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

- (1) 申立人は事情聴取において、1 枚の表だけ見せられ、募集人は同表記載の利率 2% により「死ぬまで 2% つきます」と説明したのみで、保険であるとも年金であるとも説明せ

ず、パンフレット等の資料は帰り際に手渡されたに過ぎないと述べている。

しかし、申立契約のような変額個人年金保険を、パンフレットなどの資料なしに説明することは困難と言わざるを得ないので、資料を使用して、その内容に則した説明をするのが普通であるといえ、募集人は、パンフレットなどの資料を使用し、その内容に則した一通りの説明を行ったと認めることができる。

- (2) なお、申立人が提出した上記の表は、原本が存在しないこと（申立人が内容を復元したものが提出されている）、原本には作成者の表示がなく、作成者が不明であることなどからすると、そもそも、上記のような表が存在したのか疑問と言わざるを得ない。
- (3) 募集人が説明に使用したパンフレットや設計書には、申立契約の特性について記載され、また、「保険商品のご提案にあたって」には、勧誘商品は保険商品で、変額保険または変額個人年金保険であって、預金ではないことが明記され、申立人は、同意確認書に署名、押印している。
- (4) 従って、募集人は、申立契約は変額個人年金保険であることを説明したと認められ、申立人も、預金でないことは理解できたと考えられる。

(注) 要素の錯誤…法律行為の重要部分に錯誤があり、当該錯誤がなかったならば、表意者はもちろんのこと、通常人においても、意思表示をしなかったであろうことを意味する。

【参考】 民法95条（錯誤）

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。